**令和4年度における**

**専用使用施設（10月～2月）の優先受付について**

**万博記念公園マネジメント・パートナーズ**

**令和4年度（10月～2月）における専用使用施設の優先受付**

万博記念公園マネジメント・パートナーズ（以下 「BMP」 という。）は、大阪府立万国博覧会記念公園（以下「万博記念公園」 という。）のにぎわいづくりによる府民サービスの向上を図るため、お祭り広場・上の広場・下の広場・東の広場全域（以下 「専用使用施設」 という。）において、令和4年度（10月-2月）の優先申込を下記のとおり受付します。

※但し、新型コロナウィルス（COVID-19）の拡大状況によっては、イベント実施が不可能な場合も考えられ

るため、実施を確約するものではございません、ご了承の程よろしくお願い致します。

１．使用対象となる期間等  
（1）使用対象期間

**令和4年10月１日（土）から令和5年2月28日（火）まで**

※使用日によっては、車両進入方法等の調整を行う場合があります。

※使用期間中に芝生等メンテナンスのために施設内に立ち入る場合があります。

※前使用者がある場合は、前使用者の使用期間終了の翌日に芝生等メンテナンスのための日を設けさせて

頂く場合があります。

※使用期間は、本番・設営・撤去を含みます。

　　▼以下の期間はBMP主催イベント等開催予定のため、使用対象期間から除外します。

　　　　　　　●１０月２１日（金）　～　１０月２３日（日）　　お祭り広場・園路

　　　　　　　●１０月２６日（水）　～　１０月３１日（月）　　園内全域

（2）使用時間

イベント等の開催時間は、万博記念公園自然文化園の開園時間である 午前9時30分 から 午後5時 まで

の任意時間帯とします。但し、BMP が認める場合はこの限りではありません。

※イベントの設営・撤去に伴う車両進入については、原則、自然文化園の開園時間外とします。

（3）使用施設の概要

　 専用使用施設（お祭り広場・上の広場・下の広場・東の広場全域）

　 ※複数の広場の使用も可とします。

　　①　東の広場全域

　　　【面積】12,100㎡　　【路面状態】透水性からー舗装

【付帯施設】

（a）本部・楽屋・控室等に利用可能な部屋3室（A室：45㎡、B室：20㎡、C室：30㎡）

　　　　すべて冷暖房完備、うちA室は厨房設備完備　会場内放送室（8㎡、冷暖房完備）

（b）電気設備（モニュメント盤AC200V　40kw／AC100V　37kw、広場4か所の分電盤AC200V

120kw／AC100V　74kw）

　　　（c）トイレ（車いす用トイレ：3基、男子トイレ：25基、女子トイレ：17基）

　　　（d）ベンチ席：約1,000席

　　　【使用料金】　単位：円（税込）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 入場料 | 区分 | 料金 | | 超過1時間 |
| 全日 | 半日 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 316,800 | 158,400 | 39,600 |
| その他の日 | 255,200 | 127,600 | 31,900 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 528,000 | 264,000 | 66,000 |
| その他の日 | 422,400 | 211,200 | 52,800 |

※１　全日は 「午前9時30分から午後5時まで」 です。

　　　　半日は 「午前9時30分から午後1時まで」 または 「午後1時から午後5時まで」 です。

※２　超過料金は、基本料金時間以外の1時間あたりの使用料金です。

　　　　本番時間の超過及び深夜（午前0時から6時）の設営・撤去作業に適用します。

なお、1時間未満は切り上げます。

　　②　上の広場

　　　【面積】7,700㎡　　【路面状態】天然芝生

【使用料金】　単位:円（税込）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 入場料 | 区分 | 料金 | | 超過1時間 |
| 全日 | 半日 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 101,200 | 50,600 | 12,700 |
| その他の日 | 76,200 | 38,100 | 9,600 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 169,400 | 84,700 | 21,200 |
| その他の日 | 135,600 | 67,800 | 17,000 |

※１　全日は 「午前9時30分から午後5時まで」 です。

　　　　半日は 「午前9時30分から午後1時まで」 または 「午後1時から午後5時まで」 です。

※２　超過料金は、基本料金時間以外の1時間あたりの使用料金です。

　　　　本番時間の超過及び深夜（午前0時から6時）の設営・撤去作業に適用します。

なお、1時間未満は切り上げます。

　　③　下の広場

　　　【面積】8,000㎡　　【路面状態】天然芝生

【使用料金】　単位:円（税込）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 入場料 | 区分 | 料金 | | 超過1時間 |
| 全日 | 半日 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 105,600 | 52,800 | 13,200 |
| その他の日 | 79,200 | 39,600 | 9,900 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 176,000 | 88,000 | 22,000 |
| その他の日 | 140,800 | 70,400 | 17,600 |

※１　全日は 「午前9時30分から午後5時まで」 です。

　　　　半日は 「午前9時30分から午後1時まで」 または 「午後1時から午後5時まで」 です。

※２　超過料金は、基本料金時間以外の1時間あたりの使用料金です。

　　　　本番時間の超過及び深夜（午前0時から6時）の設営・撤去作業に適用します。

なお、1時間未満は切り上げます。

　　④　東の広場全域

　　　【面積】37,200㎡　　【路面状態】天然芝生

【使用料金】　単位:円（税込）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 入場料 | 区分 | 料金 | | 超過1時間 |
| 全日 | 半日 |
| 使用者が入場料を徴収しない場合 | 土・日・祝日 | 491,200 | 245,800 | 61,700 |
| その他の日 | 368,300 | 184,200 | 46,300 |
| 使用者が入場料を徴収する場合 | 土・日・祝日 | 818,400 | 409,200 | 102,500 |
| その他の日 | 655,000 | 327,700 | 82,000 |

※１　全日は 「午前9時30分から午後5時まで」 です。

　　　　半日は 「午前9時30分から午後1時まで」 または 「午後1時から午後5時まで」 です。

※２　超過料金は、基本料金時間以外の1時間あたりの使用料金です。

　　　　本番時間の超過及び深夜（午前0時から6時）の設営・撤去作業に適用します。

なお、1時間未満は切り上げます。

２．使用申込の条件

　次の条件を全て満たしていることが必要です。

（1）イベント等実施期間中、集客数2万人を超える日が1日以上あること

　　 ただし、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、催物の開催制限がある場合を除く。

（2）開催イベント等の集客効果を高めるため、本番4か月前から広域圏（関西圏を超えるエリア）への情報発信を行うもの。

　　　　「新型コロナウィルス（COVID-19）の拡大状況によって4か月前からの情報発信が困難な場合は別途

協議してください。」

（3）イベント等実施日において、万博記念公園の十分なアクセス対策（公共交通機関での来園告知等）

及び安全対策が講じられていること。

　（4）緑に包まれた文化公園にふさわしく、万博記念公園のイメージアップにつながる内容であること。

　（5）広く府民・国民が参加できる事業であること。

　（6）野外コンサートでないこと。

　（7）過去5年間において、1日2万人 を超える集客事業を1回以上実施した実績を有していること。

　（8）万博記念公園では、受動喫煙防止のため、指定された場所言う外での喫煙 (加熱式たばこ等を含む)を

禁止しているため、 「万博記念公園内での喫煙に関する同意書」 を提出の上、スタッフをはじめ、関係業

者等イベントに係る全ての者に周知を徹底すること。

　（9）東の広場全域・上の広場・下の広場 においては、芝生保護対応を行うこと。また、芝生や施設に損傷を

与えた場合は速やかに、使用者の責任の下で原状回復を行うこと。

（10）次のいずれかに該当する使用でないこと

　　　　　①　暴力団の利益になるもの

　　　　　②　法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

　　　　　③　公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

　　　　　④　人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

　　　　　⑤　政治性のあるもの

　　　　　⑥　宗教性のあるもの

　　　　　⑦　公衆に不快の念又は危害を与えるもの

（11）コロナ感染症対策の計画書を提出すること

３．受付期間

　令和 3 年 12 月 20 日（月）　　　　　受付開始

　令和 4 年 1 月 21 日（金）　　　　　受付締切

　令和 4 年 2 月 14 日（月）　　　　　使用者公表

　　　※使用者公表は、使用者名・日程・場所を万博記念公園ホームページにて行います。

　　　※なお、本優先受付以降の専用使用施設の申込は、使用予定日の 6か月前 の月初（初日が休業日

であるときは、翌日以降の営業日）から受け付ける。また、月初日の受付終了後の翌日からは、先着順

にて随時受付を行う。

４．申込手続き

　（1）提出書類

　　　　　①　優先受付使用申込書【別紙様式】

　　　　　②　企画書【任意の様式】

　　　　　　　※以下項目を企画書に記載してください。

　　　　　　　1）　イベントの名称・概要・主催等の構成・目的・場所・期間

　　　　　　　2）　前記「２．使用申込の条件」 の（1）から（10）の条件を全て満たしている根拠（実績・

計画等）設営・撤去スケジュール

　　　　　　　3）　イベントの広報計画（情報発信エリア等）

　（2）提出方法

　　　　　　　令和 4 年 1 月 21 日（金）までに必着

　（3）提出先

　　　　　　〒565-0826　大阪府吹田市千里万博公園1-1　万博記念ビル3F

　　　　　　　万博記念公園マネジメント・パートナーズ　イベント管理部　宛

５．使用希望日が重複したときの取扱い

　使用希望日が重複したときは、次の（1）から（3）までの順番で優先順位を特定する。

　（1） 多くの集客が見込めるもの

　（2） 広報計画において、広域圏（関西圏を超えるエリア）に情報発信しているもの

　（3） 過去5年間において万博記念公園の専用使用施設の使用実績を有し且つマスメディアが主催するもの

６．使用を許可する際の条件

　使用規制などは次のとおりです。

　（1） 使用目的以外に使用しないこと

　（2） 使用許可に伴う権利を第三者に譲渡若しくは転貸しないこと

　（3） 許可された使用時間を厳守すること（準備・整備・清掃等の時間も含む）

　（4） 常に善良な注意と責任をもって使用すること

　（5） 暴力行為その他公序良俗に反する行為等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと

　（6） 許可なく壁柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと

　（7） 許可なく危険な物品又は動物を持ち込まないこと

　（8） 許可なく物品を販売し又は展示しないこと

　（9） 所定の場所以外で火気を使用しないこと

　（10）火災、盗難、人身事故等の防止に努めること

　（11）施設等を損傷したときは、直ちに BMP に届け出ること　また、使用者の席に帰すべき事由のときは、原

状回復又は損害賠償をすること

　（12）使用時における必要な警備員は、使用者が負担すること

　（13）使用した施設の後片付け、清掃、発生したゴミ等は、万博記念公園内に残さないよう処理すること

　（14）仮設工作物を設置するときは BMP の許可を受けること

　（15）のぼりや横断幕等を設置する場合は、BMP の許可を得ること　また、これらのデザインは万博記念公園

の品格・景観を阻害しないものとすること

　（16）指定場所を除き、園内は禁煙である旨を理解し、喫煙に関する同意書 に署名・捺印すること

７．使用申込にあたっての留意事項

　（1）設営・撤去について

　　　　　①　開園時間帯（午前9時30分 から 午後5時 及びイベント等により設定した時間帯）は車両進入を

禁止します。やむを得ない事情がある場合は、BMP の許可を得た上で、車両の前に誘導員を配備

した上で進入してください。

なお、専用使用施設（周辺の車両通行区域も含む）をフェンス等で囲み、車両と来園者を分離す

ることにより来園者の安全が確保できる場合は、BMP の許可を得た上で、開園時間帯であっても車

両進入を許可します。

　　　　　②　設営・撤去における万博記念公園内への車両・スタッフの入退場等は次のとおりとします。

　　　　　　　 ・千里橋ゲート　　　午前7時30分 から 午後6時30分

　　　　　　　 ・迎賓館ゲート　　　午前8時 から 午後10時

　　　　　　　　 ※上記時間帯以外を利用する場合は、使用者の負担にて BMP の警備員（以下 「警備員」 と

いう。）を配置することにより千里橋ゲート及び迎賓館ゲートの開門延長ができます。なお、警

備に要した費用は、BMP より使用者あてに請求します。

　　　　　　　　 ※お祭り広場を使用する場合は、日本庭園前駐車場を経由して3号門を使用することができます。

　　　　　　　　　　なお、この場合、当該門の開閉用警備員を配置する必要があり、これに掛かる警備員費用は、

BMP より使用者あてに請求します。

　　　　　　　　 ※万博記念公園内の走行時は最徐行してください。

　　　　　③　設営・撤去用の資材等搬入出車両の乗り入れ台数・規格の制限はありません。ただし、5t 以上の

車両は千里橋ゲートを通行できないので、迎賓館ゲートを利用してください。

　　　　　④　関係車両の万博記念公園内留め置き場所

　　　　　　1) お祭り広場

　　　　　　　 ・国立民族学博物館の南西道路（普通車30台以内）

　　　　　　2) 上の広場・下の広場・東の広場

　　　　　　　 ・世界の森南側の業務用外周道路（普通車15台以内）

　　　　　　　 ・東の広場東側の業務用外周道路（普通車30台以内）

　　　　　　　　※搬入出及び留め置き車両の許可証（イベント名・搬入出日・主催者・車両番号・運転者連

絡先を記載の上、搬入出と留め置きの色を変える）を作成し、リストと一緒に BMP の担当者に

提出し、受領印を得てください。

　　　　　　　　※BMP の管理運営上において、BMP が園内留め置き場所を使用する場合は当該場所を変更す

る場合があります。

　　　　　　　　※関係者車両が既定の台数を大幅に超えることが予想される場合等について、交通渋滞の緩和や

駐車場利用者への配慮の観点から、既定の台数に関わらず、関係車両の臨時駐車場として業務

用外周道路等の使用を義務付けることがあります。

なお、④ 1)、2) に定める規定台数分については、台数に応じて、駐車料金を徴収します。

　（2）スタッフの取り扱いについて

　　　　　①　入場証（使用者作成）の提示により、自然文化園中央口団体門（午前9時開門）より入園でき

ます。

　　　　　　　 ※使用者負担にて警備員を配置し、自然文化園中央口団体門の開門時間を早めることが可能で

す。なお、警備に要した費用は、BMP より使用者あてに請求します。

　　　　　　 ※自然文化園の開園時間中（午前9時30分 から 午後5時）は、各ゲートより入場ができます。

　　　　　②　スタッフの入園料は免除します。使用者で入場証（イベント名・スタッフ名・入場日を記載）を作成

し、見本10部 と全員の氏名リストを BMP の担当者に提出してください。

　（3）本番に関することについて

　　　　　①　イベント実費経費

　　　　　　　 　 イベント開催に附随した設営・本番・撤去、広報、各種保険加入、会場運営、園内清掃、雑

踏警備、万博記念公園内進入車両門等に係る一切の経費は使用者の負担とします。ただし、

BMP が許可した自然文化園の開園時間延長に掛かる経費（公園ゲート収納員および警備員

の経費）は BMP が負担します。

　　　　　②　関係官庁等への事前届出

　　　　　　　 　 吹田警察署（警備課）、吹田北消防署にイベント概要・安全管理・危機管理等の提出を行

って頂きます。また、飲食の一次加工を要するためのコンテナやステージ、現場アーティスト楽屋など仮設建築物を設営する場合は、吹田市役所（開発審査室）に事前協議（本番日より6ケ月

前）を行ってください。さらに会場利用について必要な届出等の手続きは、すべて使用者で行って頂きます。

　　　　　〇吹田北消防署　　　　　　　　　　　　　　　TEL：06-6872-0766

　　　　　〇吹田警察署（警備課）　　　　　　　　　TEL：06-6385-1234

　　　　　〇吹田保健所　　　　　　　　　　　　　　　　 TEL：06-6339-2225

　　　　　〇吹田市役所（環境保全課）　　　　　 TEL：06-6384-1850

　　　　　〇吹田市役所（開発審査室）　　　　　 TEL：06-6384-1972

　　　　　〇日本音楽著作権協会大阪支部　　　　 TEL：06-6222-8261

　　　　　③ 飲食出店

　　　　　　1) 吹田北消防署に 露店等の開設届出書 を提出してください。また、飲食物及びアーティストのグッズ

等の販売場所を事前に BMP に提出して頂きます。さらに、飲食出店者に 露店営業許可 を取得

させるなど、『公園内における 「食」 の安全・安心なサービス提供への心得』 を事前に BMP に提出

して頂きます。

　　　　　　2) 飲食物売店から発生する雑排水は、グリストラップを設置し、処理水は BMP の指定する排水桝へ

流し込んで頂きます。グリストラップを設置せずに雑排水を流した場合は清掃費用の負担などを求め

る場合があります。

　　　　　　3) 露店出店における電気供給は、小型発電機（ガソリン）の使用は原則禁止とします。万博記念

公園内のキュービクルからの配線、または持込の大型発電機（軽油）の電源供給としてください。

　　　　　④ 芝生養生等

　　　　　　　上の広場・下の広場・東の広場全域においては、芝生保護のため芝生地への車両の進入を原則禁

止とします。ただし、やむを得ず作業車等を芝生地へ進入する又は留め置きする場合は、BMP の許

可を得た上で芝生保護マットを敷設し、その上をコンパネ等で養生して頂きます。なお、飲食出店に伴

う芝生地への進入・留め置きは、1店舗につき1台（2tまで）のみ認めます。万が一、芝生や施設に

損傷を与えた場合は速やかに、使用者の責任の下で原状回復を行って頂きます。

※芝生地内の設営・荷運びのため BMP から芝生走行車を貸与することができます。希望者は

BMP 指定の利用申込手続きを行ってください。また燃料（ガソリン）は使用者の負担とします。

※貸与した芝生保護マット、芝生走行車に損傷・破損があれば、使用者の責任のもと、修繕若しく

は新規購入して頂きます。

※舞台等の2週間以上の連続設置が原因で芝生補修が必要な場合は、連続設置に関わった使

用者の責任の下で原状回復を行って頂きます。

　（4）安全対策について

　　　　　①　専用使用施設にてイベントを開催するにあたり、気象変化について常に情報収集に努めてください。

　　　　　　　 落雷、暴風雨等、来園者にとって危険が予想される場合は、直ちに中断・中止の判断を行ってくださ

い。この措置により、入場者からの料金（会場内入場料・自然文化園入場料）払戻し等の異議が

生じた場合、これに伴う一切の責任は使用者が負うものとします。

　　　　　②　雑踏・誘導警備については十分な計画を作成の上、的確な指示伝達を構築してください。

（5）ゴミ回収・会場内清掃について

　　　　　①　専用使用施設内のゴミ箱設置及びゴミ回収は、使用者が行うこと。ゴミ箱の規格は、ビニール袋が利

用可能なものとし、表面に 「もえるゴミ」、「もえないゴミ」、「カン」、「ビン」、「ペットボトル」 を表示した

上で会場内に設置してください（特に飲食出店周辺部には数多く設置してください）。

　　　　　②　会場内のゴミ箱に溜まったゴミは、定期的に回収し、来場者に不快の念を与えないように万全を期し

て作業にあたってください。

　　　　　③　回収したゴミは分別を行い、その回収したゴミを集積する箱（以下 「ゴミコンテナ」 という。）に投入し

てください。ゴミ回収等に掛かる費用（ゴミコンテナの設置料、投棄料等）は使用者負担とします。

（6）イベント告知サインについて

　　　　 使用者がコンサートの誘導案内等のために設置する告知サイン・のぼり等の設置については、デザイン、表

示内容、形状、数量、設置場所、期間等、事前に BMP と調整してください。

（7）迷子対応について

　　　　　①　イベント会場に迷子センターを設置し、万が一、迷子が発生（迷子探し・迷子預かり）した場合は

会場内での放送を行うとともに、スタッフにて迅速な対応を行ってください。また、子どもに迷子ワッペン

等を携行させる運営にも積極的に取り組んでください。

　　　　　②　会場内で迷子の解決ができなかった場合は、直ちに万博記念公園の警備員に連絡し、捜索範囲を

拡大してください。また、同時に園内放送をかけ、来園者にも協力依頼を行ってください。

　　　　　③　迷子発生から 1時間 が経過した場合、家族・同伴者から警察署に捜索願の電話を行ってください。

（8）看護師配備について

　　　　 イベント参加者が不慮の事故で怪我をした場合、または持病による身体疾病が発生した場合に適正且つ

迅速な措置を行うため、使用者の手配により看護師を 最低1名以上 配備してください。

（9）受動喫煙防止について

　　　　　万博記念公園では、受動喫煙防止のため、指定された場所以外での喫煙（加熱式たばこ等を含む）

を禁止しています。「万博記念公園内での喫煙に関する同意書」 を提出の上、スタッフをはじめ、関係業

者等イベントに関わる全ての者に周知を徹底してください。万が一、指定場所以外で喫煙した場合は、出

入り禁止等の措置を行います。

８．使用許可手続き

（1）使用者は、本番3ケ月前 までに、大阪府日本万国博覧会記念公園条例及び施行規則に定める、行為

許可申請書（様式第1号）と公園施設使用許可申請書（様式第3号）を提出してください。

（2）使用者は、申請書の提出後に BMP と詳細を協議すること。この際、内容について変更を求める場合

があります。

９．その他

　〇本件にかかる事務局（連絡先）

　　 万博記念公園マネジメント・パートナーズ　イベント管理部

　　 〒565-0826　大阪府吹田市千里万博公園1-1　万博記念ビル3F

[TEL：06-6816-2272 ／ FAX：06-6816-2280](TEL:06-6816-2272%20／%20FAX：06-6816-2280)

Email：[BDT@expo70-park.jp](mailto:BDT@expo70-park.jp)

|  |
| --- |
| 様式 |
| 受付番号 |  |

　　　年　　　　月　　　　日

万博記念公園マネジメント・パートナーズ　　　御中

**令和4年（10月-2月）度　専用使用施設の優先受付**

**申込書**

|  |  |
| --- | --- |
| **応募者** | |
| 企業名等 | （マスメディアで　　ある　・　ない） |
| 代表者役職・氏名 | （押印不要） |
| 所在地 | 〒 |
| **連絡窓口** | |
| ふりがな |  |
| 氏　名 |  |
| 所　属（部署名） |  |
| 役　職 |  |
| 所在地 | 〒 |
| TEL／FAX番号 |  |
| メールアドレス |  |
| **企画提案等**　※詳細は別添 | |
| イベント名 |  |
| 集客目標 | 人 |
| 過去２年間の万博記念公園の専用使用施設の使用実績 | ある（使用日　　　　　　　　　　イベント名　　　　　　　　　　）・　ない |
| **使用希望広場／使用希望日**（希望日は第2希望まで記入してください）  ※使用希望日は、本番・設営・撤去 を含みます（本番日をご記入ください） | |
| 希望広場 |  |
| 第1希望日 |  |
| 第2希望日 |  |